

委託業務仕様書

1 委託業務名

小規模宿泊施設普及拡大支援業務

2 委託期間

委託契約の日から令和7年3月14日まで

3 委託業務の目的

宮城県（以下「県」という。）では、令和3年度を始期とする新・宮城の将来ビジョンにおいて、地域資源を活用した観光産業をつくるため、受入環境の整備に取り組むこととしている。また、交流人口の拡大に向けて、第5期みやぎ観光戦略プランでは、「宿泊観光客数1,040万人泊」を目標に掲げているところである。

新型コロナウイルスの影響により落ち込んでいた観光需要が回復しつつある中、地域資源を活用し、多様な宿泊ニーズに応える施設を増やすため、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出住宅や旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく簡易宿所（以下「小規模宿泊施設」という。）の新規開業予定者及び既存事業者（以下「対象者」という。）の支援に取り組むもの。

4 業務内容

上記3の目的を達成するため、以下に掲げる内容を含む業務を実施すること。

(1) セミナー及び施設見学会開催業務

イ 対象者向けセミナーの開催（計3回程度）

(イ) 制度概要等の基本的事項や、事業成功のポイントなど、対象者に合わせた適切な講義内容を設定すること。

(ロ) 実際に小規模宿泊施設の運営を行う事業者等を講師に招くなど、より対象者の興味関心を惹く内容とすること。

(ハ) 対面開催と併せて、県 YouTube アカウントやホームページ等で公開可能な配信用動画や随時修正可能なセミナー資料（パワーポイント等）を作成すること。

(ニ) セミナー開催時は、対象者からの相談に対応するための相談会を開催し、課題等の解決に向け並走支援すること。

ロ 施設見学会の開催（2回程度）

県内において、対象者向け小規模宿泊施設見学会を行うこと。見学施設については、県と協議の上決定すること。

ハ 共通事項

(イ) 開催案の作成や参加者のとりまとめは受注者が行うこと。

(ロ) セミナーの開催場所は、県合同庁舎等の会議室を想定しているが、それ以外の民間施設で開催する場合にあつては、会議室使用料等の必要経費は受注者の負担とし、事業費に含むこと。

(ハ) 移動が必要となる場合、マイクロバス使用料等の必要経費は受注者の負担とし、事業費に含むこと。

(ニ) いずれの回においても、参加者アンケートを実施の上、業務報告書を作成し、発注者に提出すること。

(2) 地域資源活用促進業務

イ 県内数地域で小規模宿泊施設の開業が期待できる物件を発掘し、それらが現在活用されていない理由や課題等を調査・分析し、解決策等について提言すること。

ロ (1) で実施する相談会等を通して、相談者の課題解決及び開業に向けたサポートを行うこと。また、相談者と継続的に連絡が取れる体制を確保し、必要に応じて継続的なサポートを行うこと。

(3) 教育旅行受入促進業務

県内の小規模宿泊施設に対し、教育旅行の受入が可能か調査し、教育旅行受入可能施設一覧を作成すること。併せて、教育旅行を受入するにあたっての課題等について調査すること。

(4) 小規模宿泊施設普及拡大に向けた提案

(1) から (3) までの業務を通じて把握した事業者のニーズ、地域の特性、民泊に係る社会情勢等を踏まえ、本県における今後の小規模宿泊施設普及拡大につながる取組について検討し、提案すること。

5 成果物の提出

受注者は、下記により、上記4の業務に関する成果物を県に提出するものとする。

(1) 提出物

業務完了報告書について、紙媒体（1部）及び電子データを提出すること。

(2) 提出期限

業務完了後10日以内

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

(4) 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県経済商工観光部観光戦略課 観光産業振興班
(宮城県行政庁舎14階)

6 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果及び成果品に係る著作権は、発注者に帰属するものとする。

(2) 秘密の保持

受注者は、本事業で知り得た秘密を契約終了後も保持しなければならない。

(3) 個人情報の保持

受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定及び契約内容の特記事項について、遵守しなければならない。

7 その他

(1) 受注者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項又は業務の実施中に疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示を受けるものとする。